解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

岐阜県岐阜市六条南二丁目一一番一号

岐阜県繊維工業厚生年金基金

代表清算人　浅野　和男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年三月二十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

北海道枝幸郡枝幸町歌登中央二六三番地

誓岸寺

清算人　向田　靜香

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月三十日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十六年九月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

埼玉県熊谷市弥生二丁目六三番地

医療法人社団吉田眼科医院

清算人　氏家千恵子

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十六年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

東京都中央区新富一丁目一三番二一号

日本総合商品販売業厚生年金基金

代表清算人　飯田　勧

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十六年九月十七日福島県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下宿八〇番地

医療法人斉須会

清算人　斎須　繁雄

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年四月五日開催の臨時総会の決議により、平成二十六年八月五日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

千葉県南房総市和田町花園八九七―三

安房郡和田町花園土地改良区

清算人　鈴木隆一郎

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

東京都千代田区内神田一丁目九番一二号

住友大阪セメント販売連合厚生年金基金

代表清算人　塚本　福二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十六年八月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

東京都中央区京橋二丁目六番一一号ＭＹ京橋ビル三階　医療法人社団川村クリニック

清算人　川村　惠子

解散公告（第三回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

高知市一宮南町一丁目一五番五三号

高知県交通労働組合

清算人　松井　利廣

解散公告（第三回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十日

高知市桟橋通四丁目一二番七号

土佐電気鉄道労働組合

清算人　白木　政行

公益信託真岡青年会議所芳賀芸術・文化振興基金終了の公告

一、事業概要

本公益信託は芳賀郡市における芸術・文化活動に対する助成等を行い、もつて次代を担う青少年の心豊かな人間性と創造性を育み、郷土芳賀の豊かなコミュニティ造りと文化の向上に寄与することを目的として、芳賀芸術協会に一、七〇一、二〇二円の助成金を給付した。本公益信託は所期の目的が達成されたため終了するもの。

二、財産目録（平成二十六年八月二十七日現在）

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

本公益信託は平成二十六年度をもつて信託財産が消滅したことにより平成二十六年八月二十七日終了した。

平成二十六年十月二十日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託真岡青年会議所芳賀芸術・文化振興基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

愛知県春日井市大泉寺町大池下四四三番地四六七

破産者　株式会社和宏建設

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第五六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二三六、六一八、四三五円

一、配当をすることのできる金額

金五九、〇六六、九一九円

平成二十六年十月二十日

名古屋市中区丸の内一丁目九番七号バンケービル三階　破産管財人　舟橋　民江

配当公告

愛知県江南市上奈良町緑一〇九番地

破産者　株式会社加名市

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十六年（フ）第五一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、六四一、一五二、一七〇円

（内優先的破産債権額

金八二、七二七、六三三円）

一、配当することのできる金額

金八九、三四八、〇三九円

（内優先的破産債権額

金八二、七二七、六三三円）

平成二十六年十月二十日

名古屋市中区丸の内三丁目四番三〇号クエスト丸の内ビル六階

破産管財人　江本　拳敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区赤羽二丁目二七四番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町八丁目七番三号

被相続人　亡　佐藤　実子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日

事務所岩手県一関市城内四番八号　北村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北村　宏洋